
規 則

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第62条」に改める。

第8条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第38条第2項第2号中「をいう」を「をいう。第62条において同じ」に改める。

第7章中第61条の次に次の1条を加える。

（電子的方式等による手続の特例）

第62条 この規則に定める手続（県有財産売却システムに係るもの及び物品電子調達システムに係るものを除く。）のうち知事が別に定めるものは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録による方法により行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県契約規則の一部を改正する規則